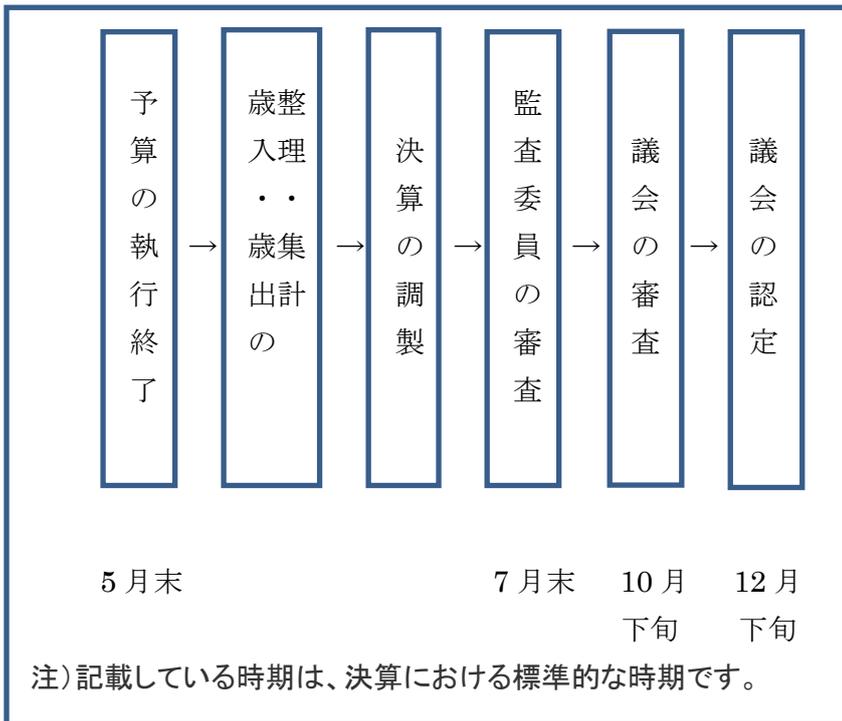


○決算の流れ

いちき串木野市の決算の流れについては、次のとおりです。



① 決算の調製

一般会計及び特別会計にかかる決算は、歳入歳出予算の執行の結果を表示するものですので、地方公共団体の出納を代表する権限を持つ者(会計管理者)が、出納閉鎖後3ヵ月以内に決算書を調製して、市長に提出することになります。なお、水道事業会計企業に関する決算書類は、水道事業管理者が調製し、市長に提出することとされています。

② 主要施策の成果説明書の作成

主要な施策の成果報告書は、事業を実施した各担当課が作成し、財政課がとりまとめています。

③ 決算の審査・認定

市長は、会計管理者等から決算書等の提出を受け、内部での確認を経たうえで、監査委員の審査に付します。監査委員は、審査の意見を市長へ提出し、市長は決算書に審査意見書を付して、次の通常予算を審議する議会までに、市議会の認定に付する必要があります。

本市では、通常、市議会9月定例会に認定案件として提案し、決算審査特別委員会での審議を経て12月定例会で認定されます。